

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第31号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類		金額		種類		金額	
<省略>				<省略>			
長期優 良住宅 の普及 の促進 に 関す る法律 （平成 20年 法律第 87号 ）第5 条第1 項から 第3項 までの 規定に 基づく 長期優	住宅 の新 築に 係る もの に 関す る法律 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等 である 旨を住 宅の品 質確保 の促進 等に関	<省略>		長期優 良住宅 の普及 の促進 に 関す る法律 （平成 20年 法律第 87号 ）第5 条第1 項から 第3項 までの 規定に 基づく 長期優	住宅 の新 築に 係る もの に 関す る法律 （平成 20年 法律第 87号 ）第5 条第1 項から 第3項 までの 規定に 基づく 長期優	長期優 良住宅 の普及 の促進 に 関す る法律 第6条 第1項 各号（ 第3号 を除く 。）に 掲げる 基準に 適合す ると住 宅の品 質確保	<省略>

良住宅 建築等 計画の 認定申 請手数 料	する法 律（平 成11 年法律 第81 号）第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関（ 以下こ の部及 び次部 におい て「登 録住宅 性能評 価機関 」とい う。） が <u>確認</u> した場 合	良住宅 建築等 計画の 認定申 請手数 料	の促進 等に関 する法 律（平 成11 年法律 第81 号）第 5条第 1項に 規定す る登録 住宅性 能評価 機関（ 以下こ の部及 び次部 におい て「登 録住宅 性能評 価機関 」とい う。） が <u>認め</u> た場合
			設計住 宅性能 評価書 が添付 されて いる場 合（日 本住宅 一戸建て住宅1戸につき2 2,500円、共同住宅等 の1棟の総戸数が5戸以下 のときは申請1戸につき、 63,000円を同一の建 築物について同時に申請が 行われる住戸の数で除して 得た額、共同住宅等の1棟

					を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、1,337,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
住宅の増築又は改築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>		住宅の増築又は改築に係るもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>

長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 第8条 第1項 の規定 に基づ く長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 認定申 請手数 料	住宅 の新 築に つい て長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第 5条 第1 項に 規定 する 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 を受 けた 住宅 に係 る同 法第 9条 第1 項又	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等 である 旨を登 録住宅 性能評 価機関 が確認 した場 合	<省略>	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 第8条 第1項 の規定 に基づ く長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 認定申 請手数 料	住宅 の新 築に つい て長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第 5条 第1 項に 規定 する 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 を受 けた 住宅 に係 る法 第9 条第 1項 の規	長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律 第8条 第1項 の規定 に基づ く長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 認定申 請（法 第6条 第1項 各号に 掲げる 基準に 係る変 更に限 る。以 下同じ 。）で 法第6 条第1 項各号 （第3 号を除 く。） に掲げ る基準	<省略>
--	--	--	------	--	--	---	------

は第
3項
の規
定に
よる
もの
以外
の変
更の
認定
の申
請の
もの

定に
よる
もの
以外
の変
更の
認定
の申
請の
もの

に適合 すると 登録住 宅性能 評価機 関が認 めた場 合	
登録住 宅性能 評価機 関が設 計住宅 性能評 価書が 添付さ れてい る場合 (日本 住宅性 能表示 基準の 別表1 の(い)項に 掲げる 断熱等 性能等 級の表 示があ	<p>一戸建て住宅1戸につき8 、200円、共同住宅等の 1棟の総戸数が5戸以下の ときは申請1戸につき、2 9、100円を同一の建築 物について同時に申請が行 われる住戸の数で除して得 た額、共同住宅等の1棟の 総戸数が6戸以上10戸以 下のときは申請1戸につき 、46、700円を同一の 建築物について同時に申請 が行われる住戸の数で除し て得た額、共同住宅等の1 棟の総戸数が11戸以上3 0戸以下のときは申請1戸 につき、87、000円を 同一の建築物について同時 に申請が行われる住戸の数 で除して得た額、共同住宅 等の1棟の総戸数が31戸 以上50戸以下のときは申</p>

					るもの に限る 。)	請1戸につき、149,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、231,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、419,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、569,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、685,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
住宅 の増 築又	長期優 良住宅 の普及	<省略>		住宅 の増 築又	長期優 良住宅 の普及	<省略>

は改築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合
の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は第

は改築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ。）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住

3項 の規 定に よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの			よる もの 以外 の変 更の 認定 の申 請の もの	宅性能 評価機 関が認 めた場 合	
	<省略>	<省略>			<省略>
<省略>			<省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。